

<AIPPI セミナー開催報告>

## A I P P I ・ J A P A N セミナー

### 欧州知財セミナー 「EUにおける知的財産、ノウハウおよび営業秘密の紛争処理と保護の現状」

1. 開催日時：平成28年3月10日（木）13：30～17：00
2. 会場：金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス 11階 1111 講義室
3. 講演者：Herbert Smith Freehills LLP  
Alexandra Neri 氏（弁護士）  
Andrew Moir 氏（弁護士）  
Emmanuelle Cabrol 氏（弁護士）

#### 4. 内容

##### 1) EUでのノウハウおよび営業秘密の紛争解決

知的財産権（IP）、ノウハウおよび営業秘密についてのEU司法制度の現状の解説、紛争解決についてのアドバイスがあった。

##### 《用語》

**Directive（指令）**：各国で国内法に適合させる。ただし、最低限の項目を国内法化すれば良い。

**Regulation（規則）**：直ちに遵守しなければならない。

##### 《EU司法制度の現状》

IP紛争解決についてはEnforcement指令（Directive2004/48/EC）により侵害に関する措置、手続き、救済の対応については加盟国間で調和している。

一方、ノウハウおよび営業秘密の保護のレベルは加盟国間で明確な枠組みは存在しておらず均一ではない。2015年12月に最終案が欧州議会（European Parliament）に提出されており2016年夏までに採択される見通しである。新たな指令が採択されたら2年以内に国内法化しなければならない。

##### 《紛争解決》

仲裁は訴訟と比較して、上訴手続きがなく早く結論に達する。非公開で秘密保持命令の調整も可能である。知的財産権を迅速で効率よく保護し、双方のビジネス関係を継続させることが可能である当事者間での手続きである、という観点からIP紛争において適した紛争解決手段と考えられる。

##### 2) 企業の知的財産、ノウハウおよび営業秘密を守るための実務上の秘訣

企業が注意すべき事項につき、実務的なアドバイスがあった。

##### 《従業員による第三者の知的財産の誤用防止策》

**契約および教育**：新入社員対して、雇用契約書に肩書き、仕事の詳細を明確に記載し、第三者が作成した物の利用を禁止していることを認識させた上で、従業員にサインを求める。また、誤用しないよう継続して教育する。

**管理**：従業員が誤用していないか確認する。また、従業員に非現実的なノルマを課すなどすると、他者のソフトウェアを使用しても成果をあげようとするので、第三者の作成した物を使用することを誘導するような状況を企業側が作らないように配慮する。

##### 《従業員による知的財産の流出防止策》

**契約**：新入社員に対しては雇用期間中に創作した知的財産は会社に帰属すること、守秘義務、肩書き、仕事の詳細を明確に契約書に記載しサインを求める。また、退職する従業員に対しては、使用機器の返却ならびにデータの破棄を指示し、確実に履行したことを示す契約書にサインを求める。

**教育：**自社が保持している知的財産保護を認識させる。

**安全対策：**社内での各データへのアクセス制限、USB 使用禁止、コピープロテクションをかける等安全対策に努める。また、コピーや印刷が確認された場合は、追跡調査を行い疑わしい行為をした社員を監視する。コンテンツを印刷すると電子透かし(Watermarking)が表示されるように設定する。また、退職者に対する IT システムへのアクセス制限を速やかに行うなど企業側で対策をとることが必要である。

《元従業員に対して知的財産権を行使する場合》

**確認：**不正に自社の知的財産を使用していることが疑われる人物が浮上したら、同僚に話を聞く、パソコン、WEB、コピー、プリントの使用履歴に不自然な点がないか確認する。

**証拠収集：**疑いが濃厚な場合は、退職者の新規事業を監視し証拠を集める。

**対応：**法的措置を視野に入れ弁護士への依頼を検討する。



© Herbert Smith Freehills LLP

知的財産権、ノウハウおよび営業秘密についての EU 司法制度の解説を受け、現状を知る良い機会となった。また、紛争解手段、ノウハウおよび営業秘密保持の企業の対応につきアドバイスを受け、実務的な対策を考える良い機会となった。参加費：AIPPI/JAPAN 会員 5,000 円（会員以外 10,000 円）。本セミナーでは 30 名の参加者にお集まりいただき、質疑応答も活発に行われた。

以上